

津久見市議会 議会報告会等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津久見市議会基本条例（平成26年津久見市条例第28号）第7条の規定に基づき、議会活動について市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、市民との意見交換の場を設け、市民の意見を反映させた政策提案等の拡大を図ることを目的に開催する議会報告会又は意見交換会等（以下「報告会等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告会等の企画立案)

第2条 報告会等の開催及び内容については、津久見市議会広報委員会設置要綱（以下「広報委員会設置要綱」という。）第3条第3項に定める委員で企画立案するものとする。

(実施時期)

第3条 報告会等は、原則年2回以上開催するものとする。

(市民への周知)

第4条 報告会等の開催にあたっては、多くの市民が参加するよう周知に努めるものとする。

(記録)

第5条 報告会等の記録は、別に定める様式により、記録者において行う。

(結果等の公表)

第6条 報告会等の内容及び結果は、津久見市議会だより及び津久見市議会ホームページ等に掲載し、公表する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、報告会等の開催に関し必要な事項は、広報委員会設置要綱第3条第3項に定める委員の代表者が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。